



発行 東京都

目次

○指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者に係る指定等に関する規則の一部を改正する規則……（福祉保健局高齢社会対策部介護保険課）…

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（五件）……（環境局環境改善部化学物質対策課）…

○河川区域の変更による廃川敷地等……（建設局河川部指導調整課）…

公 告

○東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出……（環境局都市地球環境部環境都市づくり課）…

○争議行為の予告（六件）……（産業労働局雇用就業部労働環境課）…

○東京都教育委員会表彰規程に基づく表彰……（東京都教育委員会）…

規 則

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介

護保険施設及び指定介護予防サービス事業者に係る指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成二十六年三月十三日  
東京都知事 舛 添 要 一

●東京都規則第十三号

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者に係る指定等に関する規則（平成十一年東京都規則第百六十四号）の一部を次のように改正する。

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者に係る指定等に関する規則（平成十一年東京都規則第百六十四号）の一部を次のように改正する。  
第二条第一項中第十号を第十一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 法第七十条の三の規定による指定の変更の申請  
第三条第一項中「第二条第一項第一号、第二号及び第六号から第九号まで」を「前条第一項第一号から第三号まで、第七号から第九号まで及び第十一号」に、「同項第三号」を「同項第四号」に、「同項第四号及び第五号」を「同項第五号、第六号及び第十号」に改める。

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

告 示

●東京都告示第三百号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条

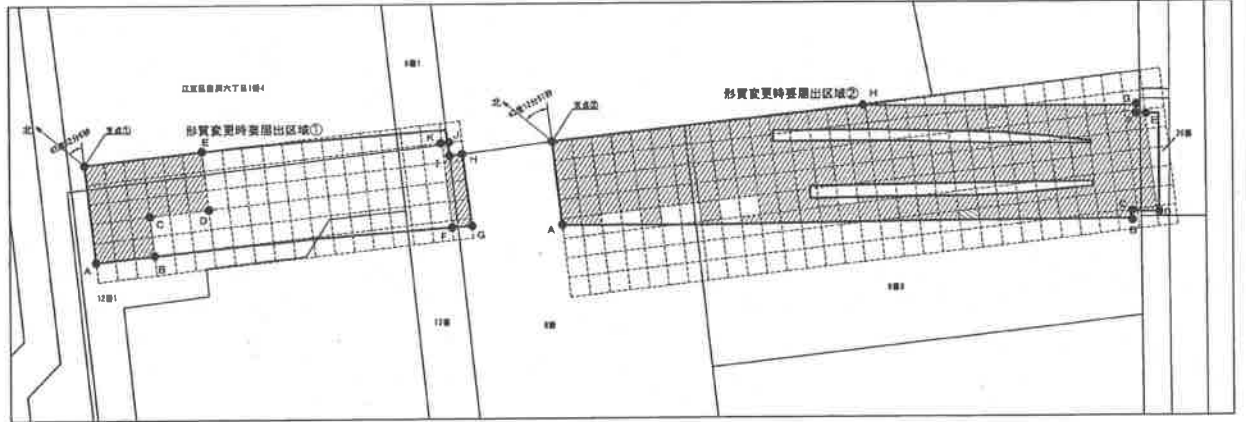
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。  
平成二十六年三月十三日  
東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区越中島三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにベンゼン

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

別図



【凡 例】  
 --- 単位区画  
 --- 境界線  
 --- 敷地境界  
 ▨ 形質変更時要届出区域  
 (平成25年東京都条例第141号により指定した区域)  
 ▩ 形質変更時要届出区域  
 (この各案により指定する区域)

【支点】  
 支点は、各敷地境界の最北端とする。

【支点及び境界点の座標 (形質変更時要届出区域①)】

支点①	X座標	Y座標
A	-38868.480	-4119.778
B	-38900.230	-4158.221
C	-38923.458	-4139.211
D	-38910.716	-4123.794
E	-38933.841	-4104.684
F	-38914.731	-4081.556
G	-39041.244	-4046.273
H	-39049.145	-4040.202
I	-39025.209	-4012.063
J	-39020.475	-4016.137
K	-39015.843	-4010.976
L	-39013.604	-4012.826

【支点及び境界点の座標 (形質変更時要届出区域②)】

支点②	X座標	Y座標
A	-39059.717	-3982.182
B	-39087.131	-4015.252
C	-39326.210	-3856.198
D	-39326.223	-3853.275
E	-39336.814	-3846.374
F	-39304.660	-3807.589
G	-39300.850	-3810.032
H	-39298.735	-3806.646
I	-39182.252	-3881.401

※支点及び境界点の座標は、測量法 (昭和24年法律第118号) の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

※支点及び境界点の座標は、測量法 (昭和24年法律第118号) の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度】  
 形質変更時要届出区域①: 43度52分6秒  
 形質変更時要届出区域②: 43度12分51秒  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第303号

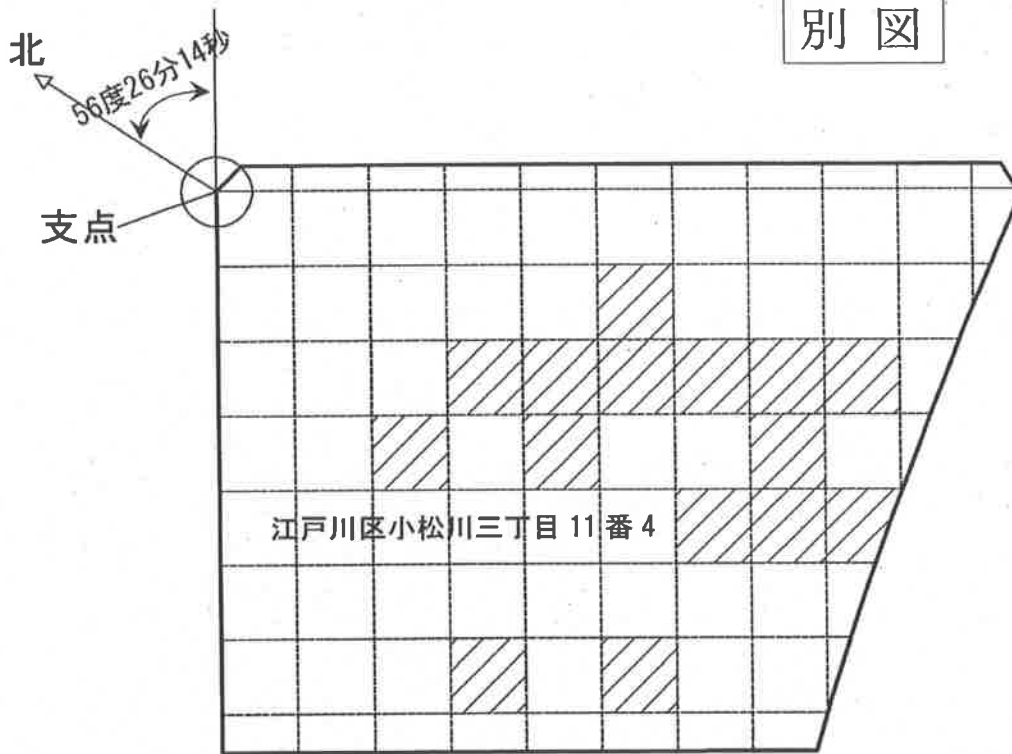
土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年三月十三日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (江戸川区小松川三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



**【凡例】**

- 単位区画
- 筆境界
- ▨ 形質変更時  
要届出区域

**【支点】**

支点は、江戸川区小松川三丁目  
11番4の最北端とする。

**【格子の回転角度(56度 26分 14秒)】**

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三百四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条  
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
 ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい  
 う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法  
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年三月十三日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(世田谷区下馬三丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物